

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月11日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 BASE株式会社

【英訳名】 BASE, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 鶴岡 裕太

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6441-2075

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員CFO 原田 健

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6441-2075

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員CFO 原田 健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期 第 1 四半期 連結累計期間	第 9 期 第 1 四半期 連結累計期間	第 8 期
会計期間	自 2020年 1月 1日 至 2020年 3月 31日	自 2021年 1月 1日 至 2021年 3月 31日	自 2020年 1月 1日 至 2020年 12月 31日
売上高 (百万円)	1,124	2,237	8,288
経常利益又は経常損失() (百万円)	26	12	747
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	29	40	584
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	29	42	583
純資産額 (百万円)	3,129	16,261	16,217
総資産額 (百万円)	8,848	27,737	28,505
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	0.29	0.37	5.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	0.34	5.20
自己資本比率 (%)	35.4	58.6	56.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
4. 2021年 2月 10日開催の取締役会決議により、2021年 4月 1日付で普通株式 1 株につき 5 株とする株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期(当期)純利益又は 1 株当たり四半期純損失()並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 当第 1 四半期連結累計期間より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前第 1 四半期連結累計期間についても百万円単位で表示しております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、Eコマースプラットフォーム「BASE」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を提供するPAY事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びSMB(Small and Medium Business)層をエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

当第1四半期連結累計期間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、ネットショップ開設への需要は継続しておりますが、再び緊急事態宣言が発令されるなど先行きが不透明な状況が続いております。このような事業環境においてBASE事業では、引き続き個人及びSMB層をターゲットとした積極的なマーケティングや、ショップ運営の利便性を向上させる機能拡充に努めております。PAY事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、加盟店数の拡大に努めております。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は2,237百万円（前年同期比99.0%増）、営業利益は13百万円（前年同期は営業損失28百万円）、経常利益は12百万円（前年同期は経常損失26百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は40百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失29百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

A) BASE事業

BASE事業では、継続的な事業成長のため、サービス認知度の向上と新規ショップ開設の促進を目的にTVCMやWebマーケティング等の積極的なプロモーション活動を行い、2021年3月にはネットショップ開設数が140万ショップを突破いたしました。ネットショップで販売されている商品情報をGoogle Merchant Centerに連携させることによって、Googleショッピング広告への掲載が可能になる「Google 商品連携 App」の提供や、コーディングの知識がなくても簡単にショップ編集ができる「ショップデザイン機能」の拡充等、引き続きショップ運営をより簡単に、効率的にする機能やサービスの拡充に努めました。また、2021年3月に「BASEかんたん決済」の決済手段の拡充を目的として、新たに「Amazon Pay」の取り扱いを開始し、Amazonアカウントに登録されたお支払い方法と住所情報を利用して簡単にご注文いただくことが可能になりました。この結果、当第1四半期連結累計期間における流通総額は25,739百万円（注文ベース）、23,956百万円（決済ベース）（前年同期比105.4%増（注文ベース）、118.1%増（決済ベース））となりました。

以上の結果、売上高は1,944百万円（前年同期比108.3%増）、セグメント利益は102百万円（前年同期比83.5%増）となりました。

B) PAY事業

PAY事業では、オンライン決済サービス「PAY.JP」及びID決済サービス「PAY ID」を提供しており、当第1四半期連結累計期間では登録加盟店数は堅調に推移し、流通総額は10,837百万円（前年同期比54.4%増）となりました。

以上の結果、売上高は286百万円（前年同期比54.7%増）、セグメント損失は18百万円（前年同期はセグメント損失25百万円）となりました。

C) その他事業

その他事業では、「BASE」を利用するネットショップ運営者等に対して事業資金を提供するサービス「YELL

BANK」等を提供しており、2018年12月のサービス提供開始以降、利用者数は堅調に推移しております。

以上の結果、売上高は7百万円（前年同期比18.1%増）、セグメント損失は15百万円（前年同期はセグメント損失10百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は27,737百万円となり、前連結会計年度末に比べ768百万円減少いたしました。これは主に、未収入金が721百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は11,475百万円となり、前連結会計年度末に比べ812百万円減少しました。これは主に、営業未払金が486百万円減少したことに加え、法人税等の納付によりその他に含まれる未払法人税等が228百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は16,261百万円となり、前連結会計年度末に比べ43百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が40百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,288,000
計	75,288,000

(注) 2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は301,152,000株増加し、376,440,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年5月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,954,200	110,779,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	21,954,200	110,779,000		

- (注) 1. 2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は87,816,800株増加し、発行済株式総数は109,771,000株となっております。
2. 2021年4月1日から2021年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,008,000株増加しております。
3. 「提出日現在発行数」欄には、2021年5月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日 (注)1	14,800	21,954,200	0	8,514	0	7,324

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
 2. 2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で1株を5株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は87,816,800株増加し、発行済株式総数は109,771,000株となっております。
 3. 2021年4月1日から2021年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,008,000株増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,923,600	219,236	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 15,800		
発行済株式総数	21,939,400		
総株主の議決権		219,236	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 金額の表示単位の変更について

当社の四半期連結財務諸表に表示される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載をしておりましたが、当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前第1四半期連結累計期間についても百万円単位で表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,271	22,542
未収入金	4,971	4,249
その他	512	208
貸倒引当金	62	75
流動資産合計	27,693	26,925
固定資産		
有形固定資産	120	117
無形固定資産	3	4
投資その他の資産	688	690
固定資産合計	811	811
資産合計	28,505	27,737
負債の部		
流動負債		
営業未払金	8,989	8,502
営業預り金	2,589	2,564
チャージバック引当金	10	
その他	634	344
流動負債合計	12,224	11,411
固定負債		
その他	63	63
固定負債合計	63	63
負債合計	12,287	11,475
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,513	8,514
資本剰余金	7,323	7,324
利益剰余金	380	421
株主資本合計	16,218	16,259
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	0	1
その他の包括利益累計額合計	0	1
純資産合計	16,217	16,261
負債純資産合計	28,505	27,737

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,124	2,237
売上原価	476	921
売上総利益	648	1,316
販売費及び一般管理費	676	1,302
営業利益又は営業損失()	28	13
営業外収益		
受取利息	0	0
講演料等収入	0	0
協賛金収入	0	
その他	0	0
営業外収益合計	1	0
営業外費用		
株式交付費		0
コミットメントフィー		1
営業外費用合計		1
経常利益又は経常損失()	26	12
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	26	12
法人税等	2	0
過年度法人税等戻入額		27
四半期純利益又は四半期純損失()	29	40
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	29	40

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	29	40
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		2
その他の包括利益合計		2
四半期包括利益	29	42
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	29	42

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響)

前連結会計年度の有価証券報告書(追加情報)に記載した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行4行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	3,500百万円	3,500百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
差引額	4,500百万円	4,500百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

各事業年度の決算期における連結損益計算書の当期純利益の額が2期連続して赤字とならないこと。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費	10百万円	9百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

(1) 会社法第448条第1項の規定に基づき、2020年2月20日の効力発生をもって、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えました。

減少した準備金の額

資本準備金 1,130百万円

増加した剰余金の額

その他資本剰余金 1,130百万円

(2) 会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の全額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填いたしました。

減少した剰余金の額
その他資本剰余金 1,130百万円
増加した剰余金の額
繰越利益剰余金 1,130百万円

新株の発行

当社は、当第1四半期連結累計期間において、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により資本金が0百万円、資本剰余金が0百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	BASE事業	PAY事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	933	184	6	1,124	-	1,124
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	933	184	6	1,124	-	1,124
セグメント利益又は損失()	56	25	10	19	47	28

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 47百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	BASE事業	PAY事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,944	286	7	2,237	-	2,237
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,944	286	7	2,237	-	2,237
セグメント利益又は損失()	102	18	15	68	54	13

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 54百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	0円29銭	0円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	29	40
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	29	40
普通株式の期中平均株式数(株)	102,075,655	109,728,844
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	0円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	7,118,053
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての新株式発行)

当社は、2021年4月15日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2021年5月14日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 25,749株
(3) 発行価額	1株につき2,051円
(4) 発行価額の総額	52,811,199円
(5) 割当予定先	取締役(社外取締役を含む) 4名 15,605株 上級執行役員 2名 7,802株 執行役員 2名 2,342株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内(うち社外取締役分は10百万円以内)とすることにつき、ご承認をいただきました。その後、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、当該金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内(うち社外取締役分は50百万円以内)と改定することにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年57,000株以内(うち社外取締役分は5,700株以内)とします。

(注)当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年57,000株以内(うち社外取締役分を5,700株以内)から年285,000株以内(うち社外取締役分を28,500株以内)に変更しております。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、3年以上で取締役会が定める期間、又は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、4月15日開催の取締役会において、対象取締役4名、上級執行役員2名及び執行役員2名(以下「対象役員」といいます。)に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計52,811,199円(うち社外取締役分は6,403,222円)の現物出資と引換えに当社の普通株式25,749株(うち社外取締役分は3,122株。以下「本割当株式」といいます。)を発行することを決議いたしました。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2021年5月14日（払込期日）から2024年5月13日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役員が当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

5．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2021年4月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,051円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2021年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2021年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げること、投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年3月31日を基準日として同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	21,954,200株
今回の分割により増加する株式数	87,816,800株
株式分割後の発行済株式総数	109,771,000株
株式分割後の発行可能株式総数	376,440,000株

(3) 日程

基準日公告日 2021年3月16日
 基準日 2021年3月31日
 効力発生日 2021年4月1日

3 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(1株当たり情報)」に記載しております。

4 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づいて、当社定款の一部を次のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(変更箇所を下線を付しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>75,288,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>376,440,000株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2021年4月1日

5 その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2021年4月1日の効力発生日と同時に新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	70円	14円
第2回新株予約権	70円	14円
第3回新株予約権	70円	14円
第4回新株予約権	70円	14円
第5回新株予約権	70円	14円
第6回新株予約権	70円	14円
第7回新株予約権	70円	14円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月11日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 根 洋 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有 吉 真 哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているBASE株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。